



広報
 1992年 2月号 (No.250)
しんとう

主 な 内 容

12月定例村議会…2～7ページ
 保育園・幼稚園制度改正
 ……8～9ページ
 むらのニュース…10～11ページ
 話題あれこれ…12～13ページ
 ぐらしの情報…14～15ページ
 こちら保健婦…16ページ



第四回定例村議会（十二月定例会）が、昨年の十二月十二日から十七日まで、六日間の会期で開かれました。

十二月定例議会では、平成三年度の一一般会計と特別会計の補正予算、一般職や特別職の給与条例などの改正、村道の路線廃止や路線認定などの議案が審議され、すべて原案通り可決されました。

また、請願と陳情では、継続審議となっていたものや本定例会に出された十二の案件が審議されました（結果は四〇五〇下段）。

さらに、最終日の十七日に行われた通告制による一般質問では、三人の議員から質問が出され、熱心な質疑が交わされました。

ゴミ最終処分場は三月末日で返還 保育園・幼稚園システムを段階的に改善

一般質問紙上再現

●ゴミ最終処分場跡地利用
安全性が確かめられれば
キャンプ場としても適地

質問 本村にある広域組合のゴミ最終処分場は、当初、昭和五十七年十月から六十三年八月三十一日までという事で契約されたが、その後、二度にわたる延長によって、最終的には平成四年三月三十一日までの契約が交わされている。今後、さらに延長されることはないのか。

答弁 契約の通り、期限が切れた段階で返してもらうことにしている。

質問 埋め立て部分の法が高いが、今後どのように手当てするつもりなのか。

答弁 契約時に交わした覚書の中で、返還時における措置の仕方がうたわれている。それには、覆土量については一・五メートル以上、構造物については跡地利用上支障がある



昭和57年から埋め立てられ、この3月いっぱいまで返還されることになっている広域組合のゴミ最終処分場

維持管理については、必要に応じて契約を延長し、広域組合で管理することになっている。

質問 覆土用の土を取った場所の処理はどのようにするのか。

答弁 これは第二次拡張の約六千平方メートルの部分で、南北に百四十メートル、東西七十メートルの面積が取れる。跡地利用の面から見ると平の方がよいと考えている。

質問 返還後において法面の崩壊があった場合どうするのか。

答弁 法面については事前に十分な措置をするが、万一発生した場合には、広域組合と協議して対応したい。

質問 埋め立て地は、九千八百平方メートルと四千平方メートルの水平面がとれるが、跡地利用の具体的な考えはあるのか。

答弁 現在検討中であり、最終的な決定はみてない。今後も内部でよく調整していきたい。

（順不同）
（要約）

質問 跡地利用については、キャンプ場という話も聞くが、キャンプ場についてはゴルフ場開発とのからみもある。キャンプ場の計画があるのか。

答弁 キャンプ場は青少年の健全育成や自然とのふれあい、親子のふれあいなどを目的としている。

これまでのキャンプ場は、ゴルフ場建設に伴って移転するわけであるが、移転先の立地条件として、水が確保できること、危険地域でない所、通気性のよい所などがあげられる。こういったことを考慮に入ると、最終処分場周辺が適地と考えている。

質問 キャンプ場の建設費はどの程度に考えているのか。

答弁 今後、週休二日制が定着してくるのに伴い、キャンプ場の利用は益々増えると予測されるので、予算も十分投資したい。資金については、移転補償であるので、ゴルフ場開発会社からもお金をいただきたいと考えている。

質問 年が明ければ夏もすぐに来るので、キャンプ場については早



ゲートボールを楽しむお年寄りたち
高齢化社会への対応は急務

急に計画図をつくり、ゴルフ場と話し合いを持ち、実現してほしい。

答弁 埋め立て地については一年間様子を見たい。安全性が確かめられればキャンプ場としても検討したい。

質問 東京のあるゴミ処分場の上にゴルフ場をつくったが、有毒ガスが発生していると聞く。本村でも、地上につくるとなると危険が心配されるので、十分配慮してほしい。

答弁 塩素ガスのような有毒ガスはこわい。メタンガスも心配されるので十分対処したい。

高齢者福祉問題 社会福祉協議会を充実させ 高齢化社会に対応

質問 最終処分場の汚水処理能力は、日量四十立方メートルであるのに対し、実際には九十立方メートル出ているらしい。処理されていない汚水が放流されているのではないのか。

答弁 数値については、そのような報告は受けてない。

質問

先の六月定例会において、高齢者福祉問題に関しいくつかの質問をした。その中で、お年寄りのいきがいくつくりのために、シルバー人材センターの建設を検討しているという答弁をもらっているが、この件に関し、その後のような準備を進めているか聞かせてほしい。

答弁 シルバー人材センターをつくり、老人のいきがいくつくり役立てたい。この制度は平成四年度から発足させたいと考えている。

お年寄りには、遊びだけでなく他人に喜んでもらえる仕事してほしいと思っている。村民としての役割を担ってもらいたい。

質問 同じく六月議会の中

で、住宅整備資金制度についても、ぜひ制度化したいと答弁しているが、その後の進展状況はどうなっているのか。

答弁 これについては、融資額百万円以内で、平成五年度から制度化したいと考え、現在検討中である。

質問 同じく、福祉担当職員の増員について質問してある。現在住民課には福祉担当が三人いるが、他の仕事もしており専任化されていない。

答弁 現在村には、正職員が百二十七人、臨時職員が三十一人いる。人口規模が同じ吉岡町は正職員百九人、臨時職員二人である。吉岡町に比べると職員の数が多いが、これは、いろいろ仕事をやっているということである。また、本村は今後、ワイン工場や隣保館、南部コミセン、耳飾り館などで、臨時職員を中心に十人程度増やさなければならぬ。これが村の現状であるが、住民課だけは一人増員したいと考えている。

質問 高齢化社会の進展に伴い、今後更に仕事が増えることになるが、福祉課を設置する意志はないか。

答弁 社会福祉協議会を更に充実させる方向で検討していきたい。

質問 このほど、シルバーピアぐんま、21構想なるものが発表されたが、県では、高齢者福祉対策の一つとして、長寿社会づくり財





みなさんも傍聴しませんか

村議会は公開制をとっていますので、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、開会日に直接議場までおこしください。

答弁 事前に議

「榛東方式」改善の件であるが、幼稚園には三、四、五歳児が通い、保育園では、家庭での保育に欠ける子のみを預かるというのが本来の姿である。県からも、早急に本来の姿にもどすようにと、強い指導を受けている。そこで、段階的に改善していくとしたために幼稚園の四歳児受け入れとなったわけである。

審議未了
九月議会に、北毛保健生活協同組合榛東支部長の湯浅次郎さんから出され、これまで継続審議となっていた「小選挙区制の導入に賛議会を反対決議をし、政府関係省庁に意見書の提出を求める」請願は、審議未了となりました。

請願

12月定例会では、請願1件と陳情11件が審議されました。このうち、陳情の2案件が採択となったほか、同じく陳情の3案件が一部採択となりました。その他の案件については、継続審議や審議未了となりました。

一部採択
群馬県教職員組合北群馬支部榛東村北小学校分會長の新井紘一さんより出された「教育予算に関する八項目の要望について」の陳情は、前件同様一部採択となりました。

採択
南小吹奏楽部後援会長の下田進さんおよび北小同の阿久沢茂雄さんから出された「南・北両小学校吹奏楽部の楽器購入に関する経費の予算措置をお願いする」陳情は、両校吹奏楽部のレベルアップのためにも必要と採択されました。

採択
9区々長の牧口実さん外関係者一同から出された「播磨地区内道路の舗装改良工事をお願いする」陳情は、利用度からも改良舗装が必要であると採択となりました。

陳情

請願と陳情



平成4年度から4歳児を受け入れることになった幼稚園

質問 最近、保育園児および幼稚園児の募集要項が、議会で協議もされないうちに毎戸配付された。これは議会軽視もはなはだし。ましてや父母の声を一つも聞かなかった。住民の声を参考に行政の施策は決定されるべきだと思いが、すべて行政の都合だけで事が進められている。

質問 当初、四歳児の幼稚園受け入れは、平成四年度では無理と判断したにもかかわらず実施してしまっ。今回は父母の意見が一部取り入れられたが、今後、いろいろな意見も出てくると思うので、常に住民の意見を聞きながら行政を進めてほしい。

活用はどんなことが考えられるか。
答弁 今後、保健福祉計画を立てるが、その中に盛り込みたい。
●保育・幼稚園問題
●保育・幼稚園システムを段階的に改善
質問 最近、保育園児および幼稚園児の募集要項が、議会で協議もされないうちに毎戸配付された。これは議会軽視もはなはだし。ましてや父母の声を一つも聞かなかった。住民の声を参考に行政の施策は決定されるべきだと思いが、すべて行政の都合だけで事が進められている。

解説

ホームヘルプサービス事業

おおむね65歳以上（身体障害者の場合は65歳未満でも可）で、寝たきりや痴呆性、ひとり暮らしなどのお年寄りに対し、ホームヘルパー（家庭奉仕員）が訪問して、介護や日常生活上のお手伝いをするものです。

派遣回数については、その家庭の状況や希望によって異なりますが、週2回から毎日までに分かれています。

村では現在、この事業を社会福祉協議会に委託して行っており、三人のヘルパーが延べ19人のお世話をしています（表1参照）

身障者 (若年者)	老人 一人暮らし	同居	合計
8人	6人	5人	19人

なお、利用者の費用負担は表2の通りとなっています。

表2：ホームヘルパー派遣費用負担一覧

利用者世帯の階層区分	料 (1時間当り)
生活保護法による被保護世帯（単給世帯等）	0円
生計中心者が「前年所得税非課税世帯」	0円
生計中心者の前年の所得税額が9,600円以下の世帯	200円
生計中心者の前年の所得税額が9,601円以上32,400円以下の世帯	350円
生計中心者の前年の所得税額が32,401円以上42,000円以下の世帯	500円
生計中心者の前年の所得税額が42,000円以上の世帯	650円

質問 本村のひとり暮らし老人等の状況を知らたい。
答弁 平成三年八月一日現在の状況では、ひとり暮らし老人四十八人、六十五歳以上の老人二人世帯四十九世帯、これとは別に寝たきり老人が三十九人いるという状況である。



質問 現在、本村にはホームヘルパーが三人いるが、派遣について具体的に聞きたい。
答弁 ホームヘルパーの派遣を受けるには、民生委員さんなどの紹介によって本人が申請することになっている。派遣時間については、一人につき、週に数時間というかたちで計画を立てている。

質問 ホームヘルパーの仕事内容はどうなっているのか。
答弁 大きく分けると介助とお手つだいになる。介助では、入浴の手助けから着替えまで、お手つだいでは、部屋の掃除やせんたく、台所仕事などがある。そのほか、相談相手や話し相手になってやることも大切な仕事のひとつである。

質問 ホームヘルパーの労働時間はどれくらいか。また、一人当たりの残業時間は。
答弁 役場職員と同じ勤務時間体系をとっているが、利用者から夜間に呼び出されるケースも多々ある。残業時間については、月平均とか、一般的な統計はとっていない。質問 待遇面は他町村と比べてどうか。

答弁 給料や交通費などは、一般職員の例に準じて定めている。給料については、他町村から見ると若干はいいかと思う。
質問 ホームヘルパー派遣事業については、民間業者が手がけたいという話も聞か。



本村では現在、保健婦2人と栄養士1人が、住民の保健指導にあっている。

表4：特別職の職員で非常勤のものの報酬改正一覧

区 分	報 酬 の 額	
	改 正 前	改 正 後
区 長 会 長	月額 32,000	月額 33,000
区 長	" 27,000	" 28,000
区 長 代 理	年額 22,100	年額 22,900
隣 組 長	" 14,000	" 14,000
特別職報酬等審議会委員	日額 6,300	日額 6,500
宅地開発審議会委員	年額 9,500	年額 9,800
防衛施設周辺整備審議会委員	" 6,300	" 6,500
公 平 委 員	" 9,000	" 9,300
交通安全指導員	" 120,000	" 124,000
固定資産評価審査委員	" 9,500	" 9,800
特別土地保有税審議会委員	" 8,500	" 8,800
選挙管理委員会委員長	" 54,000	" 56,000
同 委 員	" 33,500	" 35,000
選 挙 長	日額 7,600	日額 7,800
選 挙 立 会 人	" 6,300	" 6,500
投 開 票 管 理 者	" 7,600	" 7,800
投 開 票 立 会 人	" 6,300	" 6,500
審 査 委 員	年額 115,000	年額 118,000
民 生 委 員 総 務	" 52,500	" 54,000
民 生 委 員 副 総 務	" 31,000	" 32,000
民 生 委 員	" 30,000	" 31,000
国 民 年 金 委 員 長	" 15,000	" 15,400
国 民 年 金 委 員	" 11,000	" 11,300
農 業 委 員 会 会 長	月額 26,000	月額 29,000
農 業 委 員 会 副 会 長	" 16,200	" 17,800
農 業 委 員	" 14,700	" 16,200
農業近代化資金貸付審議会委員	年額 11,000	年額 11,300
農 事 部 長	" 17,700	" 18,200
養 蚕 部 長	" 17,700	" 18,200
小口融資幹旋審査員	" 12,500	" 12,800
消 防 団 長	月額 19,800	月額 20,100
同 副 団 長	" 13,000	" 13,200
同 分 団 長	" 11,000	" 11,200
同 副 分 団 長	" 7,900	" 8,000
同 部 長	" 7,100	" 7,200
同 班 長	" 6,100	" 6,200
警 報 係	" 3,950	" 4,000
消 防 団 員	" 1,500	" 1,550
出 場 手 当	日額 1,500	日額 1,550
役 付 団 員 出 場 手 当	" 1,300	" 1,350
教 育 委 員 長	月額 21,000	月額 21,500
教 育 委 員	" 13,500	" 14,000
公 民 館 長	" 150,000	" 150,000
社 会 教 育 指 導 員	" 80,000	" 82,500
社 会 教 育 委 員	年額 13,000	年額 13,400
公 民 館 運 営 審 議 委 員	" 11,000	" 11,300
教 育 集 会 所 運 営 委 員	" 9,600	" 9,800
文 化 財 調 査 委 員	" 12,700	" 13,000
体 育 指 導 員	" 42,000	" 43,000
給食センター運営委員長	" 15,000	" 15,500
同 委 員	" 13,000	" 13,500
国民健康保険運営委員長	" 30,000	" 31,000
同 委 員	" 23,000	" 23,800
産 業 医	" 40,000	" 40,000

※役付消防団員とは、副団長以下警報係までの職にある消防団員をいう。

特別職の職員の給料を表一の通りに改正したほか、給与に関し一

特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正

管理職の職員に関し、休日勤務をした場合の取り扱いについて、新たな規定（休日の振替等）を設けました。

職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正

人事院勧告に伴う国家公務員給与の改正の例にならったものです。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正

表1：特別職の職員の給料(月額)改正額

職 名	改 正 前	改 正 後
村 長	610,000円	670,000円
助 役	479,000円	530,000円
収入役	464,000円	510,000円

表2：教育長の給料(月額)改正額

職 名	改 正 前	改 正 後
教育長	456,000円	502,000円

(特別職の職員および教育長の給料、議会議員の報酬については平成二年四月以来の改正)

議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議会議員の報酬を表三の通り改正したほか、期末手当の支給割合を改正しました。報酬については平成四年四月一日から適用されます。

特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

これは、人事院勧告に伴う補正ですが、引き上げ率が当初見込みより下回ったため、減額の補正となりました。

平成三年度一般会計補正予算(一)

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ一千三百一十九万九千円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ四十三億六千八百八十九万五千円としました。

特別職の職員で非常勤のものの報酬を表四の通り改正しました。この改正も平成四年四月一日から適用されます(平成二年四月以来の改正)。

平成三年度老人保健特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ七千八百二十二万一千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ五億八千三百四十四万三千円としました。

村道の路線認定

長岡の茅野地区土地改良事業の施行に伴い、区域内に新たに設け

村道の路線廃止

長岡の茅野地区土地改良事業の施行に伴い、区域内にあった従前の村道を路線廃止しました(その他、村道改良に伴い一路線を路線廃止)。

国民健康保険条例の一部改正

条例中の不要事項を削除しました(過去の国の改正に伴うもの)。

水道事業会計補正予算

それ四億六千八百四十六万九千円としました。これは、医療諸費が当初見込みより大幅に増えたことに伴う補正で、支払基金からの交付金などを充てました。

大字・字の区域変更

群馬町菅笹熊土地改良事業の施行に伴い町界変更を行った結果、大字および字の区域を変更する必要があります。

群馬県町村等非常勤職員公務災害補償組合規約の変更

「桐生地区農業共済事務組合」が解散となったため、条文中から同名を削除しました。

榛名県産市町村組合規約の一部改正

組合規約で定める「選挙区の区域」を二十区域から七区域へ、また、「旧秣秣金の額」の市町村区分を二十一区分から七区分へ、それぞれ改めました。

職員の給与に関する条例の一部改正

職員の給料等を一部改正し、平成三年四月一日にさかのぼって実

可決された議案は

平成三年度一般会計補正予算(一)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ一千六百四十二万一千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ四十三億一千九百九十一万四千円としました。

歳入の中には、「寝たきり老人おむつ貸与事業」や「寝たきり老人介護慰労手当」(増額分)などが予算化されています。

平成三年度国民健康保険特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二千七百七十二万四千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ五億八千三百四十四万三千円としました。

歳入で増えたのは前年度繰越金の五千八百十八万円、歳出では保健給付費が一千万二千五百円増えています。

平成三年度老人保健特別会計補正予算

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ七千八百二十二万一千円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ五億八千三百四十四万三千円としました。

一部採択

群馬県教職員組合北群馬支部榛東村南小学校分会より出された「教育予算額増に対する八項目の要望について」の陳情は、前件同様一部採択となりました。

継続審議

「こどもの権利条約」批准促進群馬こどもの権利を守る会代表委員の高橋清一さんから出された「国連こどもの権利条約の早期批准に関する意見書の採択を求める」陳情は、さらに審議が必要として、継続審議となりました。

継続審議

前橋市の原則重視の日照交渉を求める群馬県民の会菅野義章さんから出された「李恩恵拉致事件の真相解明及び現状回復を求める意見書の提出を求める」陳情は、さらに継続して審議する必要があるとして、継続審議となりました。

継続審議

9区々長の牧口実さんおよび14区々長の富沢耕一さんから出された「9区播磨地区から広馬場自衛隊官舎西隣に至る道路の舗装改良をお願いする」陳情は、継続審議となりました。

継続審議

十二区々長の狩野豆衛さんより出された「桃泉貯水池送水管理設工事に伴い村道高石南西部線の道路改良工事をお願いする」陳情は、継続審議となりました。

審議未了

榛東村子供会長の金井照明さんおよび4区々長の塩沢順一さんから出された「四区通学路、三俣良雄宅前よりチビッコ広場までのチビッコ広場北側縦線の舗装をお願いする」陳情は、審議未了となりました。

審議未了

10区々長の羽鳥敏男さん外関係者一同から出された「十区地区の村道立畦2号線及び5号線の早期改良舗装工事をお願いする」陳情は、審議未了となりました。

請願と陳情

請願と陳情は、みなさんが道路をなおしてほしいとか、公共施設をつくってほしいといった場合、村や市議会に出されるものです。議会に請願(紹介議員が必要)や陳情が出されると、議長はその案件を関係委員会に付託します。付託された委員会は、請願や陳情の内容について審査し、委員会としての決議を本会議に報告、採否を諮ります。議会において採択された案件は議会の意見として村に送られます。

幼稚園でも四歳児を受け入れ

「榛東方式」を段階的に改善

保育園は「保育に欠ける児童」を預かる施設

村では平成4年度から、4歳児の幼稚園受け入れを実施することになりました。これは、これまでの保育園と幼稚園の就園システムを本来のあるべき姿にもどすとともに、将来の在り方を探るステップにするものです。改正の主旨と平成4年度の入園申し込み状況についてご紹介します。

本村における保育園および幼稚園の就園システムは、これまで、保育園が二歳児から五歳児、幼稚園は五歳児のみを受け入れという形をとってきました。しかし、この方式（榛東方式）では、保育園と幼稚園の入園基準の適用が、一部あいまいになるという弊害が生じていたのも事実です。そこで村では、現行の就園システムを見直すことにしました。

ここでちょっと、保育園と幼稚園の違いについて見ていただきたいと思えます。保育園と幼稚園のおおまかな相違点については、九々の表二に示す通りですが、この中で、根本的に大きく違う点があることがお分かりいただけると思います。その最たるものは、何といっても機能と目的が異なるという点です。保育園は児童福

南北両幼稚園に四歳児クラスが誕生

昨年十二月に、新システムに基

づいて保育園および幼稚園の入園募集を行ったところ、九々の表一の通りとなりました。この表は、二歳児から五歳児までの実際の就園対象者について、その就園申し込み先等をまとめたものですが、南幼稚園についてはおおむね定員どおり、北幼稚園については、五歳児が七十人の定員に対し三十九人、四歳児については三十人の定員に対し十七人の応募がありました。この結果、両幼稚園については、南が五歳児と四歳児各一クラスずつ、北は五歳児二クラス、四歳児一クラスという編成で臨むことになりました。

一方、各保育園についてみると、北部保育園では定員に近づいたものの、中部保育園と南部保育園では定員を大きく下回る結果となりました。保育園のクラス編成については、年齢を超えた混合保育が可能となるため、今後細部を詰めながら決定していくことにしています。

以上、就園システム改正のあらましと、入園申し込み状況について、簡単に紹介させていただきます。したが、村ではこれらの結果をもとに、今後の保育園および幼稚園の在り方を総合的に検討していきたいと考えていますので、みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

（保育園に関する問い合わせは役場・住民課 五四一・二二一、幼稚園については教育委員会・学校教育課 五四一・二七五まで）



表1 平成4年度保育園・幼稚園入園申し込み状況

学校区	申し込み先等	年齢区分				合計
		5歳児 (SS 6261 ・4・4 ・1・2 生)	4歳児 (SS 6362 ・4・4 ・1・2 生)	3歳児 (HS 163 ・4・4 ・1・2 生)	2歳児 (HH 21 ・4・4 ・1・2 生)	
北小校区 1～8区、10 区の一部、11 12区、20区	北部保育園 (120人)	17人	38人	38人	14人	107人
	中部保育園 (60人)	0	14	19	3	36
	北幼稚園 (100人・3クラス)	39-2クラス (70-2クラス)	17-1クラス (30-1クラス)			56
	その他	17	20	26	47	110
	計	73	89	83	64	309
南小校区 9区、10区の 一部、 13～19区	南部保育園 (90人)	2	19	20	6	47
	南幼稚園 (65人・2クラス)	35-1クラス (35-1クラス)	27-1クラス (30-1クラス)			62
	その他	13	13	26	51	103
	計	50	59	46	57	212
合計		123	148	129	121	521

※()内の数字は定員 その他欄は、未就園および村外就園者と思われる。

保育園と幼稚園は似て非なるもの

表2：保育園と幼稚園の比較

区 分	保 育 園	幼 稚 園
機能と目的	児童福祉法に基づく児童福祉施設で家庭保育に欠ける幼児の保育を行うことを目的としている。	学校教育法に基づく教育施設で、幼児の心身の発達を助長することを目的としている。
入園の対象	保護者の都合（労働や疾病等）により家庭保育に欠ける幼児。	幼児教育を希望する幼児（3歳以上児）。
保 育 教育 時間	1日8時間を原則	1日4時間が標準
休 園 日	日曜、国民の祝日、年末年始他。	日曜、国民の祝日の他、夏、冬、春期に長期にわたる休日がある。
1クラスの園児数	3歳未満児→6人以下 3歳児→20人以下 4歳児→30人以下	4歳児→30人以下 5歳児→35人以下
給 食	主食のほか副食あり。	主食のほか副食あり。
保護者の費用負担	保護者の収入に応じ、0円から21,000円まで（表3参照）—パン代別	授業料(月額)4,000円 給食費(日)3,100円 教材費(年額)10,000円
補助金制度	国と県から措置費の約13%が助成される。	なし

表3：保育料一覧(平成3年度)

児童の属する世帯の階層区分	保育料(月額)	3歳未満児		3歳以上児	
		円	円	円	円
第1 生活保護世帯(単給世帯を含む)		0	0	0	0
第2 前年度分の市町村民税非課税世帯		1,900 (950)	1,300 (650)		
第3 前年度分の市町村民税課税世帯	均等割のみの世帯	7,500 (3,750)	5,200 (2,600)		
第4 前年度分の所得割(前年分の所得税=国税=非課税)	所得割のある世帯	9,400 (4,700)	7,000 (3,500)		
第5	所得税額30,000円未満	12,000 (6,000)	9,700 (4,850)		
第6	30,000円以上90,000円未満	14,200 (7,100)	12,700 (6,350)		
第7	90,000円以上150,000円未満	17,100 (8,550)	15,700 (7,850)		
第8	150,000円以上210,000円未満	20,600 (10,300)	18,700 (9,350)		
第9	210,000円以上330,000円未満	21,000 (10,500)	19,000 (9,500)		
第10	330,000円以上	21,000 (10,500)	19,000 (9,500)		

()は2人目以降

北 欧などに比べれば、わが国はまだまだ福祉が立ち遅れています。ここにおいて、福祉の在り方を根本的に見直そうとする機運が高まってきたと見えます。本村においても、北欧感覚の福祉社会を実現させようとして、平成元年度に社会福祉協議会の法人化に踏みきました。法人化によって、福祉施設の充実や職員などの人的体制が整えられたほか、みなさんから会費をいただくことで、村民一人ひとりが榛東村の福祉を支えていくという意識の高揚も図れたと思っております。来月十五日に開かれる「福祉ふれあい大会」なども法人化を機に企画されたものですが、身体障害者と健康者の交流を通して相互理解を図ることを目的としたこのような催しは、県下でも、先進的事例として注目を集めております。

来 年四月からは、福祉関連八法の改正を受け、市町村にも、さまざまな福祉施策の実施が求められることとなりますが、本村にあっては、だれもが安心して暮らせる社会の実現のために、英断をもってあたりたいと考えております。皆様方におかれましては、福祉社会を支える一員としてこの問題をご理解いただければ幸いです。

(道)

村長随想

私

たちが日ごろ何げなく使っている言葉に、「福祉」という言葉があります。この福祉という言葉の意味は、一言で言えば「幸せ」とか「幸福」ということとなりますが、この言葉を行政の中に当てはめてみると「村民全体の幸福」ということになろうかと思えます。ですから行政では、子供からお年寄りまで、また、男女を問わず、広く福祉施策を行わなければならぬことは、いまさら言うまでもありません。

村

が行っている福祉行政は、直接的・間接的にすべての家庭に及んでおりますが、その中でも特に厚く手を差し伸べる必要があるのは、子供や女性、お年寄り、身体障害者など、社会的弱者の立場にある人たちではないかと考えます。人間健康で、不安なく暮らすことが一番ですが、自らの力だけでは幸せに暮らすことができない、このような社会的弱者に対し、不足する部分を行政や地域社会が補っていくというのが、福祉社会のあるべき姿ではないでしょうか。

北欧などでは、福祉行政のみならず、ボランティアの組織や活動などが充実しており、だれもが安心して暮らせる社会的システムが整っています。これは、自分が何だに社会的弱者になっても不安なく暮らせるようにとの、国民相互の認識と理解が得られているからにはかならないと思えます。



■村長杯ゲートボール大会■

11区チームに栄冠

第13回村長杯争奪ゲートボール大会が、このほど、相小跡地ゲートボール場で開かれました。結果は優勝11区、準優勝7区、3位は4区Bと19区Aでした。



■群馬県100km駅伝競走大会■

県100km駅伝に6人が出場

第41回群馬県100km駅伝大会が、1月26日、県営陸上競技場を発着点とする県内一周コース（北毛コース＝10区間95.3km）で行われましたが、本村からも、渋川・北群馬チームの代表選手として6人が参加しました（写真）。メンバーはいずれも、本村から桐生第一高校に通う高校生で、チームの総合9位に大きく貢献しました。

【出場選手】

（敬称略）



第2区間
飯塚健一
(12区)

第3区間
箱田 実
(9区)

第4区間
河端 晋
(12区)

第5区間
真下泰生
(12区)

第8区間
小坂重雄
(12区)

第9区間
七井 学
(12区)



1年 岩崎愛さんの作品



2年 菅原洋子さんの作品



3年 善養寺良子さんの作品



3年 浅田佳子さんの作品

入選作品



2席に入選した10月号

国コンクールで二席に入選。



分列行進のよう



「ハイッ」——瞬間の差が勝敗の分かれめ



長寿会員と共に昔ながらの食事を体験する13区の子供会員たち



一人ひとり紹介を受ける新成人たち。その晴れ姿はまぶしいばかり

293人が大人の仲間入り

平成三年度の成人式が、一月十五日、農民研修館の大会議室で行われました。ことし成人式を迎えたのは、昭和四十六年四月二日から翌四十七年四月一日までに生まれた二百九十三人（内訳は下の表参照）。

式典では、新成人が一人ひとり紹介されたあと、主催者である村長のあいさつのほか来賓の祝辞、新成人代表・中島綾子さんの「はたちになって」、中学校時代の恩師

防火の決意も新たに 消防団が

恒例となった消防団の出初め式が、一月五日、北小校庭で行われました。村の消防団は、四つの分団と役場職員で編成されている本部班と

があります。この日は、団員と機械器具が一堂に勢ぞろいし、観閲者の出初め式宣言のあと、姿勢服装点検や小隊訓練、分列行進などが行われました。

さつまいもご飯はおいしかった

十三区ではこのほど、子供会員と長寿会員による世代間交流事業が行われました。区のコミュニティセンターを利用して行われた今回の交流会のメインテーマは「粗食ごはん体験」。

今回チャレンジしたメニューは、むぎご飯、さつまいもご飯、さといもご飯、大根とさといものみそ汁、たくわんとはくさい漬け。いずれも昔ながらの釜となべを使い、

広報しんとうが二席に入選 市町村広報コンクール

このほど開かれた平成三年度の「市町村広報コンクール」（県および県広報協会主催）において、広報しんとうが町村II部（人口一万

人以上の町村が対象）で第二席に入選しました。入選したのは、国際交流事業を特集した昨年の十月号。この号で

「交通安全に役立てて」と浄財を寄付

十八区の村上将規さん（会社経営）は、このほど、「交通安全に役立てて」と、社員から寄せられた浄財六万五千七十円を役場に寄付してくださいました。

最近本村は、交通事故の第一当事者の居住地域発生率で、県下でもワースト上位にランクされていますが、村上さんの経営する会社

榛中から4人が入選

群馬県明るい選挙啓発ポスターコンクール

このほど開かれた、群馬県選挙管理委員会主催による平成三年度の「明るい選挙啓発」ポスターコンクールで、榛中生徒の作品四点が中学生の部で入選を果たしました（応募総数二万三千八百二十五点）。

▼中学年①10区中沢博幸②9区小山重弓③15区小林加奈
▼高学年①2区岸 志治②9区近藤明佳③13区川島礼子（敬称略）
なお、一月二十六日に本村の農民研修館で行われた「北群馬郡子供会上毛かるた大会」で、中学年の部に出場した二十区チームが見事団体優勝を飾りました。

平成2年度成人者内訳

	男	女	計
一般	97	92	189
自衛隊管内	81	13	94
女子学園	0	10	10
計	178	115	293



ご存じですか 食物せんいの 不思議な力

た。食物せんいは、食べ物の成分のうち、人の消化酵素では分解されないものを言います。主に野菜や果物に多く含まれ、水にとけるものと水にとけないものの二種類があります。

食物せんいの効用

- ①糖を吸収されにくくし、血糖値の上昇を抑えるので糖尿病に効果がある。
- ②コレステロールの吸収を抑えて高脂血症を予防する。
- ③水にとけないもの（野菜や果物など）を食べていてたまに口の中に残るスジ状のもの
- ④便の量を多くし、腸の壁が刺激されて、腸の動きが活発になり

食物せんいが多い食品



り便秘を予防できる。
②腸内の発ガン物質を吸着、排泄するので、大腸がん予防になる。
③「かむ」回数を増やし、だ液や胃液の分泌を促す。

便秘は食物せんい不足のサイン

このように食物せんいには多くの効用がありますが、貧血の方や骨粗鬆症の方はとりすぎに注意して下さい。一般に一日20g程度が適量といわれています。簡単な目安としては、一日一回の規則的な排便です。逆にいうと、便秘は食物せんい不足のサインといえます。食生活の洋風化で、必要な量がとりにくくなっています。きんぴら、ひじきの煮物など、おふくろの味を食卓に加えましょう。

胃がん検診

新年号のこのコーナーで紹介した胃がん検診の日程は、一月二十五日とあったのは、一月二十八日の誤りでした。一月中に受診できなかった方は、ぜひこの日に受診してください。

おめでた おくやみ

- お誕生おめでとございます
- 11区 牧口 哲也ちゃん 11月21日生
 - 11区 功さん(二男) 11月21日生
 - 11区 功さん(三男) 11月21日生
 - 1区 小貫 翔太ちゃん 11月22日生
 - 11区 小池 大漢ちゃん 12月2日生
 - 12区 狩野 潤ちゃん 12月2日生
 - 9区 南 秀実ちゃん 12月2日生
 - 2区 山本 紗央厘ちゃん 12月9日生
 - 17区 伊藤 彩ちゃん 12月11日生
 - 7区 高橋 陽子ちゃん 12月12日生
 - 11区 秋元 菜摘ちゃん 12月14日生
 - 11区 真一さん(長女) 12月14日生
 - 14区 富澤 光穂ちゃん 12月15日生
 - 2区 岩田 理加ちゃん 12月15日生
 - 12区 鎌田 紘充ちゃん 12月16日生
 - 16区 小川 真代ちゃん 12月17日生
 - 3区 森田 育哉ちゃん 12月18日生
 - 9区 山田 真衣ちゃん 12月20日生
 - 16区 小川 眞美ちゃん 12月20日生
 - 20区 竹内 花純ちゃん 12月20日生
 - 20区 小山 昭さん 49歳
 - 19区 清水 ブンさん 84歳
 - 18区 早川 鷺重さん 70歳
 - 18区 高橋 芳子さん 78歳
 - 10区 岩崎 鈴之助さん 75歳
 - 7区 柳岡 歌子さん 67歳

人口と世帯

(1月1日現在)

総人口	11,775人 (+44)
男	6,080人 (+18)
女	5,695人 (+26)
世帯数	3,461戸 (+9)

村内の交通事故

(1月末日現在の累計)

事故件数	5件 (3)
傷者	10人 (5)
死者	0人 (0)

※()は前年同期対比

飲んだら乗るな
乗るなら飲むな

耳よりな情報

区長さん宅でも ゴミ袋を販売

ゴミ袋の販売についてはこれまで、役場窓口で行っていましたが、今月からは、毎月第3日曜日の午前8時から8時30分までに限り、各区の区長さん宅でも販売することになりましたのでご利用下さい。

お詫びと訂正

先月号で紹介した各種募金報告欄中、「大口・小口募金」個人募金の5,000円のところで、狩野三郎さんとあったのは狩野二郎さん(5区)の誤りでした。また、同じく3,000円のところで、一倉新作さん(2区)の名前がもれてしまいました。深くお詫びし訂正させていただきます。

こちら編集室です

ことしも成人式を取材してきました。真新しい背広や振袖で身を包んだ新成人の顔は、どれも希望に燃えて、まぶしいばかりでした。成人式は、いまさらいうまでもなく、大人への仲間入りの儀式。今後社会からは、いよいよ大人としての扱いは受けることになります。新成人のみならず、背広や振袖で振る舞う姿をみると「高かっただろうな」「親に買ってもらったんだろうな」「あの振袖で何回着たことがあるんだろうな」と洋装でもいいのにな、と思ってしまうのですが、新しい発想でうか。いずれにせよ、このままだとのか、簡素化した方がいいのかは、みなさん自身が決めることだと思います。(早)